

京都市告示第180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項及び第51条の25第4項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年6月8日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社ハート ケア	居宅介護， 重度 訪問介護	ケアセンター フィット・右京 2610781979	京都市右京区太 秦安井奥畑町2 2番地15	令和4年5月31日
株式会社悠愛	行動援護， 同行 援護	つばき自立支 援事業所 2610401107	京都市下京区不 明門通花屋町下 る高槻町346 番の2サピエン スコート烏丸七 条1F西側	令和4年5月31日
特定非営利活動 法人時のベル	計画相談支援	障がい者支援 事業所 時の ベル 2630781694	京都市右京区西 院太田町70番 地3	令和4年5月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)